

## 鎌倉市 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

令和5年3月7日～

### 1 あらかじめ判定機関等による審査を受けた場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

※判定機関等

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関

#### (1) 一戸建ての住宅

区分	新築等認定	変更認定
—	4,700円	2,350円

#### (2) 一の建築物（次の該当区分の合算額）

##### ア 住宅部分

区分（床面積の合計）	新築等認定	変更認定
300㎡未満	9,400円	4,700円
300㎡以上 2,000㎡未満	20,000円	10,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	45,000円	22,500円
5,000㎡以上	81,000円	40,500円

##### イ 非住宅部分

区分（床面積の合計）	新築等認定	変更認定
300㎡未満	9,400円	4,700円
300㎡以上 1,000㎡未満	16,000円	8,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000円	13,500円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,000円	40,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	130,000円	65,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000円	80,000円
25,000㎡以上	200,000円	100,000円

## 2 判定機関等による審査を受けない場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

### (1) 一戸建ての住宅

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「省令」という）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたもの【誘導仕様基準】

区分（床面積の合計）	新築等認定	変更認定
200㎡未満	17,000円	8,500円
200㎡以上	19,000円	9,500円

### イ ア以外のもの

区分（床面積の合計）	新築等認定	変更認定
200㎡未満	34,000円	17,000円
200㎡以上	38,000円	19,000円

### (2) 一の建築物（次の該当区分の合算額）

#### ア 住宅部分

(ア) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたもの【誘導仕様基準】

区分（床面積の合計）	新築等認定	変更認定
300㎡未満	33,000円	16,500円
300㎡以上 2,000㎡未満	57,000円	28,500円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	100,000円	50,000円
5,000㎡以上	160,000円	80,000円

#### (イ) (ア)以外のもの

区分（床面積の合計）	新築等認定	変更認定
300㎡未満	69,000円	34,500円
300㎡以上 2,000㎡未満	120,000円	60,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	200,000円	100,000円
5,000㎡以上	280,000円	140,000円

イ 非住宅部分

(7) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部が工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等の用途の場合は同号ロ(2)）に適合するものとして申請されたもの【モデル建物法】

区分（床面積の合計）	新築等認定	変更認定
300㎡未満	87,000円	43,500円
300㎡以上1,000㎡未満	110,000円	55,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	150,000円	75,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	240,000円	120,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	310,000円	155,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	370,000円	185,000円
25,000㎡以上	440,000円	220,000円

(イ) (7)以外のもの

区分（床面積の合計）	新築等認定	変更認定
300㎡未満	230,000円	115,000円
300㎡以上1,000㎡未満	290,000円	145,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	370,000円	185,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	530,000円	265,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	650,000円	325,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	770,000円	385,000円
25,000㎡以上	870,000円	435,000円